

第1回茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会 会議録

議題	1 特別職の報酬等の現状について 2 その他
日時	令和4年7月14日（木）13時25分から14時20分まで
場所	市役所本庁舎5階研修室
出席者氏名	石田委員、鈴木委員、高木委員、田中委員、細田委員、松井委員、 水島委員、望月委員 (欠席者) 山本委員、坂蒔委員 (事務局) 熊澤総務部長 職員課 松岡課長、橋村主幹、吉川課長補佐、関根副主査、和田副 主査
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名
非公開の理由	

(会議の概要)

○事務局（松岡課長）

それでは、ただいまから「令和4年第1回茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会」を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。引き続き進行を務めさせていただきます職員課長の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに本日の会議の出席状況ですが、山本委員、坂蒔委員から欠席のご連絡を頂いておりまして、委員10名中8名のご出席となっております。茅ヶ崎市特別職員報酬

等審議会規則第5条第2項、委員の過半数出席の規定を充足しておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

また、本日はコロナ禍の中での会議開催ということでございますので、皆様方におかれましては、円滑な会議の進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、委員委嘱後はじめての審議会となりますので、委員のみなさまに自己紹介と一言ご挨拶をいただければと思います。お手元の委員名簿の記載順に石田委員から順番にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○石田委員

はじめまして、石田でございます。文教大学経営学部で教員をしております。文教大学といえども、湘南キャンパスではなくて東京都足立区の方のキャンパスに勤めております。専門分野は、公会計と監査です。私は今、鎌倉市に20年住んだ後に藤沢市に2年前に引っ越しまして、今藤沢市の非常勤の監査委員も務めております。今回は非常に重大な事柄を審議するという委員を任せていただいたということで非常に重責を感じております。勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員

はじめまして、鈴木 慎一と申します。今回は公募市民の委員として参加させていただきたいと思っております。私は今現在、医療法人の方で勤務しております。コロナ禍の中で医療法人としても非常に厳しい状況を感じているところでございます。今回は茅ヶ崎市の報酬等審議会の委員ということで、議員さんや特別職の収入について、審議するということが大変重責なのですが、微力でございますけれども、お役に立てるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高木委員

さがみ農協より参りました、高木と申します。茅ヶ崎地区の運営委員長を務めさせていただいております。さがみ農協も今は7市1町ということで、鎌倉、座間、大和、海老名、綾瀬、寒川、藤沢、茅ヶ崎というこのエリアの中でさがみ農協が成り立っております。今、農協を取り巻く環境も非常に厳しく、皆様ご存じのようにコロナから始まり、円安の問題等によって、かなりの経営難と申しましょうか、農協といたしましても非常に苦しい。今後まだ分かりませんが、かなりの企業さんが来るのではないかとということで、市長さんの方にお邪魔いたしまして、いろいろお願い等させていただいた件もございます。今日は茅ヶ崎市の特別職の報酬委員会ということで、メンバーに入れていただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。以上でございます。

○田中委員

田中賢三でございます。会社は日本精麦株式会社、寒川に今ございます。そして僕は3市1町を活動拠点にしておりますが、軸足は茅ヶ崎でございます。茅ヶ崎で長らく、本当に長い間、行政と共にご協力をいただきながら、商工会議所そして現在、観光協会、本当に長く務めさせていただいております。行政とは本当に切っても切れない縁ということで今回も委員に委嘱をされまして光栄でございます。一生懸命やりたいと思います。ありがとうございます。

○細田委員

皆さまこんにちは。細田と申します。まちぢから協議会というのは茅ヶ崎市に出来てちょうど7年目になります。作った時に、初代、私が立ち上げをさせていただいて、今回3回目の会長になっていることと思います。茅ヶ崎市には135の自治会が13ブロックに分かれていまして、その13ブロック1つ1つが、まちぢから協議会何々地区という形で存続していまして、全体を束ねる立場という形になっております。それ以外にも茅ヶ崎市内のいろんな共同募金会の会長ですとか、防犯協会の会長ですとか、そういった地域のためにどうしても何かお手伝いをしなければいけないような要職というのをお預かりしています。今回のこの重要なお話をいただきまして、本当に身がしまる思いであります。どうか皆様よろしくお願ひいたします。

○松井委員

湘南地域連合で事務局次長を仰せつかっております、松井と申します。出身単組は東海カーボン労働組合 湘南支部で執行委員長をやっております。よろしくお願ひいたします。私も何年かやっておりますが、コロナ禍でまだ2回目の出席となりますので大変貴重な経験をさせてもらってありがとうございます。まだまだ不慣れですがよろしくお願ひします。

○水島委員

こんにちは。社会福祉協議会の会長をしております、水島と申します。皆さま、ご存じのように社会福祉を取り巻く状況は、コロナウイルスの関係で、本当に厳しいものがございます。と申しますのは地域が寸断され、お年寄り、あるいは弱者の方が集まる場所がなくなる状況ですけれども、私どもも茅ヶ崎市と一緒に、今後コロナに負けないように頑張ろうと思った矢先に、またコロナが増えてきた状況でございます、これに打ち勝つべく、これからも頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

○望月委員

皆さんこんにちは。望月信史と申します。私は市内の萩園地区で、建設機械のメンテナンス業を営みながら、また一方で茅ヶ崎市を中心として、県内の小学生から高校生ぐらいの子どもたちを集めて、劇団の運営をしております。そんな活動をしながら、今回、このような役職を頂いたのは、公益社団法人茅ヶ崎市青年会議所の今年度の理事長として、お預かりをさせていただいているということがあります。茅ヶ崎市青年会議所につきましては、単年度制と申しまして毎年役職が変わるので、今年はこのような役を私が頂いており、そのご縁で今回、特別職員の報酬審議会の方にご参画をさせて頂くということですので、精一杯尽力をさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松岡課長）

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。
理事兼ねて総務部長の熊澤でございます。

○事務局（熊澤総務部長）

熊澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松岡課長）

職員課 主幹の橋村でございます。

○事務局（橋村主幹）

橋村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松岡課長）

職員課 課長補佐の吉川でございます。

○事務局（吉川課長補佐）

吉川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（松岡課長）

職員課 副主査の関根でございます。

○事務局（関根副主査）

関根と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松岡課長）

職員課 副主査の和田でございます。

○事務局（和田副主査）

和田と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松岡課長）

最後に、あらためまして職員課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第4条第1項に基づき、会長を選出いただきたいと存じます。自薦・他薦は問いませんので委員の皆さまで会長の選出をお願ひできればと思います。

○田中委員

本審議会の審議内容は大変深く行政にかかわっている内容でございますので、行政の経験もお持ちで造詣の深い、水島委員に会長をお願ひしたいと存じます。

水島さんは何度も一緒に色々な仕事をしておりますが、この審議会もすでに会長を4度も務められている、非常に造詣の深い方でいらっしゃいます。推薦をさせていただきます。

○事務局（松岡課長）

ありがとうございます。それでは、ただいま田中委員から、水島委員をご推薦いただきました。委員の皆様、水島委員に会長をお願ひすることによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○事務局（松岡課長）

ありがとうございます。会長は水島委員に決定いたしました。続きまして、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第4条第3項に基づきまして、水島会長に職務代理者のご指名をお願ひいたします。

○水島会長

会長を仰せつかりました、社会福祉協議会で会長をしております水島でございます。それでは、職務代理者につきましては、これまでの各団体での御経験等を踏まえまして、田中委員をご指名したいと思いますが、田中委員いかがでしょうか。

(委員了承)

○事務局（松岡課長）

水島会長、ありがとうございます。職務代理者は、田中委員に決定いたしました。

それでは、お手数ではございますが、水島会長におかれましては、席の移動をお願いいたします。

それでは、水島会長からご挨拶をちょうだいし、会議の進行を交代させていただきたいと思っております。

○水島会長

あらためまして、会長を仰せつかりました水島でございます。

この審議会では市長と副市長の給料、市議会議員の議員報酬について審議するということですが、コロナ禍など社会情勢も大きく変わる中でこれらの方の給料等をどのように捉えていくのか、非常に難しいことと感じておりますが、皆様のご協力をいただきまして精一杯努めてまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

議題に入りたいと思っております。議題1の「特別職員の報酬等の現状について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉川課長補佐）

事務局より、議題1「特別職の報酬等の状況について」ご説明いたします。

本日の会議資料につきましては、数字が羅列された資料が多くございます。今回新しく委員となられた方々もいらっしゃると思いますので、細かく丁寧に説明させていただきたく、説明に15分ほどお時間をいただきたく存じます。

今回の資料作成にあたり、政令指定都市であります横浜市・川崎市・相模原市を除く県内各市及び関東の人口規模が同程度の類似団体各市に対して、5月27日付で調査を行いました。この調査は毎年実施しているものでございますが、今回の調査結果を整理し、まとめたものが本日の資料となります。

お手元の資料、資料1-1をご覧ください。県内各市の市長等の給料額一覧でございます。表の中にある順位の欄につきましては、給料額が高い順としておりまして、最も金額

が高い団体が1番目ということになります。表の一番右側には、市長の給料について、直近の改定日、改定前との比較、引き上げたのか引き下げたのかを記載しております。なお、茅ヶ崎市ですが、直近の改定は平成20年10月1日に引き下げの改定をしています。

それでは、茅ヶ崎市の欄、一番左の市長の項目をご覧ください。市長の給料額に关しましては、現行の金額で93万円、県内16団体の中で10番目。次に、副市長につきましては、76万3千円で9番目、教育長は69万2千円で8番目という結果でございました。

なお、昨年度（令和3年度）の調査結果と変わらず同じ順位でございました。

また、同じ表の一番下の列に平均の欄がございます。この平均額と茅ヶ崎市と比較しますと、市長、副市長、教育長ともに、茅ヶ崎市は、平均をやや下回っている状況でございます。なお、給料額が市長、副市長、教育長とも最も高いのは藤沢市、最も低いのは南足柄市となっております。

資料1-2をご覧ください。さきほどと同様に、市長、副市長、教育長の給料につきまして、関東圏内で茅ヶ崎市と同じ人口20万人規模の類似団体として分類される団体、14団体との比較です。ご覧のように、茅ヶ崎市の欄を見ていただきますと、市長については14団体中12番目、副市長は13番目、教育長は12番目となっており、類似団体の中では、本市は低い水準となっております。こちらも昨年度と同じ順位となります。

続きまして、資料2-1をご覧ください。こちらは、県内各市の市議会議員の報酬額一覧でございます。市長、副市長、教育長に関する結果でも同じ傾向が見られましたが、上位を占めている団体は、横須賀市や藤沢市、平塚市など、本市の近隣の団体が占めており、茅ヶ崎市の順位につきましては、議長、副議長が16団体中7番目、議員が6番目という結果でございました。こちらも昨年度と同じ順位となります。

続きまして、資料2-2をご覧ください。類似団体との議員報酬の比較となります。

茅ヶ崎市については、議長が14団体中7番目、副議長が10番目、議員が9番目となっております。こちらも昨年度と同じ順位となっております。

続きまして、資料3-1をご覧ください。これまでの本市における市長等の給料月額額の改定推移で、最後の改定は平成20年10月となっております。なお、平成27年4月1日は、教育長が特別職となったため、改定ではありませんが、表に記載をさせていただいています。

続きまして、資料3-2をご覧ください。こちらは議員報酬の改定推移に关しましては、平成10年7月1日の引き上げが最後となっておりますが、平成22年12月に議員定数を30から28に削減し、総人件費の削減に取り組んだことにつきましては、ここでは見えない情報として、ご留意いただければと存じます。

続きまして、資料4をご覧ください。最近の人事院勧告と特別職給与等の改定状況について、本市における直近の改定年度であります。なお、人事院勧告とは、公務員と民間企

業との給与水準の均衡を保つために毎年出されるものです。この資料では、前回の特別職の改定時期である平成20年度を100として見た場合の変化について経年でお示ししました。本市では、人事院勧告が出されますと、それに基づいて一般職の職員の給料を改定しておりますので、平成20年度よりも1.45ポイント下がって98.55ということになります。

続きまして、資料5をご覧ください。こちらは、市長等の給与そして議員報酬について令和4年度当初予算ベースですが、市税総額に対する割合や順位、市民一人当たりの額や順位を一覧にしたものです。上段の県内市町村の表の茅ヶ崎市の欄をご覧ください。表の左側から市長や副市長、教育長、議員の数を記載しており、その右隣には、令和4年度の歳入歳出予算額、市税総額を記載しております。これにより、各団体の規模感がお分かりになるかと思えます。真ん中より右寄りのところに、市長・副市長・教育長の年間給与額の合計が、市税総額に対するどのくらい占めるのかという割合及び順位という項目がございます。本市は、市税総額に対する市長等の給与が占める割合の順位は12番目（昨年度12番目）であり、右側に目を移していただきますと、同じく、議員の報酬の順位は12番目（昨年度11番目）となっております。

また、先ほど市長等の市税総額に対する割合及び順位が12番目、とみていただいた順位の右隣の項目に「市民一人当たりの額及び順位」という欄がございます。こちらは、市長等の年間給与額の合計額が市民一人当たりになるとどのくらいの金額になるのかというもので、茅ヶ崎市は234.5円で14番目、同様に、右側に目を移していただき、議員は、909.3円で13番目となっております。県内平均よりも低い水準となっております。この項目では、三浦市や南足柄市、逗子市など比較的人口規模や予算規模が小さい団体が上位となっております。

下段の類似団体との比較をご覧ください。類似団体との比較となりますと、茅ヶ崎市は市税総額に対する市長等の給与の順位は6番目（昨年度は5番目）、議員の報酬の順位は10番目（昨年度は8番目）となっております。また、市民一人当たりの額が市長等は234.5円で8番目（昨年度は6番目）、議員は909.3円で10番目（昨年度は11番目）となっております。なお、こちらの結果は、類似団体との比較ではありますが、副市長の人数の欄をご覧くださいとお分かりかと思えますが、副市長の人数が2名から0名とばらつきがあり、副市長が1名ないしは0名の団体においては、年間給与額の合計が少なくなっていることを申し添えます。

続きまして、資料6、県内各市及び類似団体の特別職の退職手当をご覧ください。市長、副市長、教育長の退職手当の支給率等をお示ししたものでございます。退職手当に関しましては、茅ヶ崎市は、県内各市との比較において市長は13番目、副市長は11位番目、教育長は10番目となっております。また、類似似団体との比較において市長は13番目、

副市長は14番目、教育長は13番目といずれの比較においても、低い水準となっております。なお、昨年度からの順位の変動はありません。

続きまして、資料7をご覧ください。県内各市及び類似団体の議員政務調査費一覧でございます。1人当たりの年額については、三浦市は支給がありませんので、支給のある県内の15市では茅ヶ崎市は7番目、類似団体14団体の中でも7番目という結果でした。

続きまして、参考資料の1から3についてまとめてご説明します。先ほど、市長、副市長等の給料額について資料1-1で見てきましたが、市長の公約、財政難または新型コロナウイルスによる影響を受けた政策判断等により、実際の支給額が、先ほどお示しした金額より低くなる場合があります。そのような場合には、市長の任期中に限って減額する形で条例の附則に明記し、暫定的に給与削減が行われております。参考資料の1から3は、そのような政策判断による暫定的な減額の状況を反映し、実際の支給額について、県内各市の状況を調べたものでございます。なお、網掛け部分は、減額措置を今年度行っている団体でして、本調査によると逗子市のみが暫定的な給与減額を行っている状況です。

最後に、参考資料4つきましては、他市における審議会の開催予定等です。未定や改定の予定がないため開催しないとの回答が多数となっております、目立った改定の動きは見られておりません。以上が、資料に関する説明となりますが、総じて言えることは、市長、副市長、教育長に関しましては、これまでも新型コロナウイルスの影響等により、自主的な給与の引き下げを行っており、また給料の水準に関しましても、これまで見てきたとおり、平均以下の水準にあると考えられます。

また、議員に関しましては、市税総額に対する議員の年間収入額の合計額の割合が、県内16市では12番目、市民一人当たりの額の順番目も13番目と低い水準となっております、平成22年の定数削減による総人件費の削減効果が持続しているほか、報酬の水準についても他団体との均衡は保っているものと考えられます。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○水島会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何かご質問がありましたら、お願ひいたします。

○石田委員

詳細な調査・ご説明ありがとうございました。本来でしたら私は午前中、あるいはその前に質問をすればよかったですのですが、今日午前中調べておこうかと思ひまして、私は公会計が専門で、総務省が財政状況資料集を作っており、それを公表しているのですが、今回の財政状況資料集は令和2年度が一番直近なのですが、市区町村の月額給与、それから

議会の議長の給与、議員の給与等も出ていて、今ご説明があった議会の議長とそれから議会副議長、議員の方の給与はその財政状況資料集と同じなのですが、市長、副市長の月あたりの月額が違いますので、まず今回詳細にご調査いただいているのですが、具体的にどういう風にされたのかということと、どちらの数字が正しいのかということ。財政状況資料集でランキングを作ってみたのですが若干違いがあり、どちらの数字が正しいのか教えていただければと思います。

○事務局（吉川課長補佐）

今回5月27日から各市宛に調査をさせていただいたということで、その回答を基に作成したものでございます。各市の回答についてはそういった物ということでございまして、茅ヶ崎市の状況については財政状況資料集との突合せが出来ておりません。そこは確認をさせていただきます。

○水島会長

それは財政状況の資料集というデータは人事の方で出しているのでしょうか。人事の方で出しているのでしたら分かるはずです。

○石田委員

おそらく財政課が全部総務省に出して、総務省が1年かけてまとめて、全く同じ項目を出しているものです。数字とランキングが違う。

○水島会長

財政課の決算統計か何かの関係か何かで出しているのかもしれませんが。

○事務局（吉川課長補佐）

資料を御提供いただきありがとうございます。今回お配りしております参考資料の2をお開きいただければと思います。茅ヶ崎市の欄をご覧くださいますと、私がお説明した給料につきましては、93万ということで条例の本則に記載のある額でございます。ただ一方、実際に支払われている額というのは、この付則の方で減額という措置がございまして、83万7千円という額が実際に支払われている額となります。この額を総務省の方に報告をしているということで、石田委員からご提示のありました資料の方に記載がある内容と合致しているということでございます。

○石田委員

そうだとすると、それは総務省に出す資料は各自治体の金額がバラバラなのかもしれませんが、参考資料の2を見ると茅ヶ崎市は14位で、財政状況資料集を私の方で全部集計すると政令市を除き、茅ヶ崎市は13番になって、微妙に違います。

藤沢市は今5位になっているけど藤沢市は金額も違います。だから何が正しいのかよく分からない部分がありますが、ただわかることは茅ヶ崎市がすごく高い訳ではないし、すごく低い訳でもないし、どちらかという我真ん中程度ということは、どちらの数字を見ても分かりました。ありがとうございました。

○水島会長

参考資料2の中の減額の給与額について、83万7千円という数字が財政状況資料集に記載されているということは、他市についても減額後の給与が出ているということはないのでしょうか。総務省に提出されているということではないのでしょうか。そういうことでよろしいのでしょうか。

○石田委員

そうでもないです。

○水島会長

そうでもないのですか。そこですね、肝心なのはそこですね。

○石田委員

自治体でバラバラな感じになっているのかもしれないです。

○水島会長

自治体の解釈によって、実際に本則でいわゆる93万なら93万のベースで減額している、していないに関わらず本則で出している場合と、それから減額を付則で出している場合と両方でバラバラに出しているということであれば、石田委員が仰ったようにそういうことがあり得ると思います。

○事務局（橋村主幹）

事務局より補足をさせていただきます。先程、吉川の方より説明をさせていただいたとおり今回の資料は今年の5月の下旬に各市に調査をかけている結果を資料としてまとめさせていただいたものになっておりまして、先程石田委員よりいただいた資料は、令和2年

度の資料となっており、時差がありますので、多少順位が変動しているという風に思われます。

○水島会長

わかりました。その辺は大体そうかと思えますけれども、石田委員よろしいでしょうか。

○石田委員

はい。

○水島会長

順位的には13と14と、そう大きな差はないのかと思いますが、資料を比較していただいて本当にありがとうございます。他に何かご質問がございましたらお願いいたします。

○田中委員

全体的には非常に「うまくまとまっている」という感じがします。

石田先生も仰るとおり、高くもなく低くもなくということで、全体的にはうまくまとまっていると思います。そして参考資料2のこの減額の措置、条例による措置というのは、何年から何年までなのでしょうか。

○水島会長

事務局の方で今、付則による減額は何年間というお話がありましたがこれは何月であってもよろしいかと思いますが。議会での決め事となりますのでそれを事務局よりお答えいただければと思います。

○事務局（吉川課長補佐）

事務局よりお答えいたします。今回、茅ヶ崎市での減額に関しましては、新型コロナウイルス感染症によりまして、地域経済、市民生活等が多大な影響を受けていることを鑑みまして、令和3年4月から9月までの期間、市長が給料月額と地域手当を10%、副市長は7%、教育長は5%減額しております。以上でございます。

○田中委員

ということは、現在は元に戻っているという解釈でよろしいですね。

もう1つが資料の1-1について、改訂日が平成20年10月1日ですね。例えば市長でいうと95万8千円。これが平成20年以前という考えであるという表ですね。それが

14年か15年、93万円という金額できているという解釈ですね。それで特別措置がいま終わっていますが、昨年の金額という解釈でよろしいですか。

○水島会長

そのとおりだと思います。事務局どうでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

田中委員の仰るとおりでございます。

○水島会長

いわゆる20年以降は93万円が変わってないということですね。本則ですと条例上は変わってない。ただ、年度年度でいろいろなことがあると付則において減額をしたりしなかったり、何か月やったり1年やったりとか。そういったことがあるようです。そういう理解でよろしいですか。

○田中委員

はい、その間に増額もなければ減額一方だという話でありますね。今の社会情勢は、非常に物価が高くなってきていますし、世論の環境がまだ整っていないのかもしれませんが、世界的な物価高、これはいずれ日本にも押し寄せると思うのです。それでこれは持論ですけれども、給料を高くするという一般論です。

給料を高くして物価高に備えるという社会を創り上げていく方が、世界の水準にあっているのではないかと思うのです。というのも、僕は6月と4月にアメリカへ行ったのですが、アメリカは物凄く物価が高いのです。それで円高になるのではなくて、物価で円を計算すると、1ドル50円でも60円でもいいくらいの物価なのです。

それが逆に円安にふれているから、ますますこの貨幣価値の違いが出てきているという感じがするのです。ですから少額でもいいから上げているという、気運を作っていきたいです。これは公共の公務員からそういう市政を持っていかなければいけないのだろうという風に思っています。ですからいつまでもこれで10数年も引っ張っていることは少し異常な姿かなと思っております。その辺も今後の審議会で審議していくことかと思っております。よろしく願いいたします。

○水島会長

ご意見としていただいて、事務局には重く受け止めていただきたいと思いますし、また今世間的にも物価高ということで田中委員が仰ったとおり給料を上げようじゃないか、所

得を上げていかないと景気も良くなれないという風潮もありますので、それにはどうするのだと。公務員から上げていくということも1つの方法ではないかというのが、田中委員のお話だと思いますので、そういうご理解でよろしいですか。そのようなご意見があったことは、市長にもご報告いただきたいと思います。

他に何かございますか。

少し分かりにくいのが、本則でいわゆる条例で決めているのが93万円ということと、ここで表示していただいているようには、全体的に各市において、それぞれが自主的に減額をしてというのは、報酬審議会にはかからないので議会の中でできてしまうと思います。そこをもう少し分かりやすく説明していただけますか。報酬審議会で減額の話というのは、例えば市長が減額する意向があり、いわゆる付則の中で減額する際には報酬審議会を開催せずともできてしまうのですよね。そこを少し説明いただけますか。

○事務局（吉川課長補佐）

会長が仰っていただいたように、条例の本則というところが、いわゆる給料の基本額が掲げられておりまして、この金額の部分について審議事項ということで、本審議会でご意見を頂いているところでございます。一方で先ほど、事務局のほうでご説明をさせて頂いたように、政治的判断とか色々な影響によりまして、その年度の途中で期間を決めて、暫定的に金額を下げたり上げたりするものは、市長の判断、議会との関係性の中で、決めていくというものになりますので、そこは別物という形でご理解を頂ければと思います。

○水島会長

ありがとうございます。

その辺が分かりにくいので、上げるということは中々とは思いますが、基本的には不祥事があった場合等に市長が責任を取って減額をするということはあるでしょうし、今の状況のように、コロナ禍で皆さんが苦しんでいるから、私たちも給料を減額するんだという、そういう状況もあるでしょうから、そういった際に我々の審議会でも市長から諮問を頂いて、それに対して、私どもの意見を市長に対して建議するあるいは答申をする。そういったことは審議会の役割というのは、本来本則の部分の役割という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

会長の仰るとおりです。ありがとうございます。

直近のその平成20年度の改定につきましては、審議会のほうから報酬について3%の引き下げをしたほうが良いというような建議を頂きまして、その範囲で市長の方から、翌年度にこの審議会に改めて諮問という形でお話がありました。そこで3%の減額を決めて、

答申をしたということもございます。こちらの審議会の方で建議すべきこともございましたら、そういったものを市長に投げかけて頂くことはできると理解しております。

○水島会長

わかりました。他に委員の皆さん何かございましたらどうぞ。なんでも結構でございます。

○鈴木委員

資料の中で人事院勧告がずっと載っておりますけれども、人事院勧告はご存じのとおり、民間との公務員との比較ということで、前年度の民間の給与に対して、公務員がどうだったかというので、翌年度公務員の方がその影響を受けるという制度だと思っておりますけれども、令和3年度もゼロという形で人事院勧告されています。もしわかればということで、4年度の見込みがあれば、教えていただければと思います。

○事務局（吉川課長補佐）

ご質問いただきました、4年度の人事院勧告の見込みという点でございますが、残念ながら今のところ情報は入ってきておりません。例年8月に人事院勧告が出ますので、その動きがございましたら、各委員の皆様へ情報提供をさせていただきます。その上で改定をする必要性、市長の方から諮問がございましたら、次回以降のところでも分かり次第、お伝えします。以上でございます。

○水島会長

ありがとうございました。まだ分からない状況とのことでした。他に何かございますか。

○石田委員

資料の7について、政務調査費について教えてください。

これは月4万円で年額48万円なのですが、これは渡しきりですか、それとも内容を公開することになっていきますでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

申し訳ございません。手元の資料では、そういった資料がございませんので、ご質問については明確な答えができない状況でございます。

○石田委員

参考ではなく資料になっているのですが、政務調査費も審議事項なのでしょうか。

○水島会長

政務調査費については審議事項ではないと思うのですが、事務局どうでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

審議事項ではございませんが、資料として付けさせて頂いているという状況でございます。

○石田委員

資料につけている意味は何でしょうか。ここで何も議論しないのでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

申し訳ございません。位置づけとしては参考資料に近い扱いにしております。資料の作りとしては、資料の7という形で付けさせて頂いているのですが、参考資料の位置づけになっております。

○水島会長

議員報酬とは別に、政務調査費は出ているという理解でよろしいでしょうか。各自治体においては、政務調査費を無くして報酬の中で見込んでどうかという議論もあったと思います。ここでは一応、議員報酬は議員報酬でやりますと、これは報酬審の審議事項になりますが、茅ヶ崎でいえば48万円という政務調査費として議員に支給されているといった理解でよろしいでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

議員に支給されている額について、資料としてご用意をしているものでございます。

○水島会長

石田委員が仰った渡しきりなのか、それとも内容を公開することになっているのかという点はいかがでしょうか。

○石田委員

国会で議論されていることですから。

○水島会長

領収書が必要なく、何でも使えるのかというような議論になっていると思います。

○石田委員

ただ、審議事項ではないというのであれば回答は求めません。

○水島会長

勉強の意味で分かれば教えて頂ければと思います。

○事務局（吉川課長補佐）

今、お調べ致しまして、領収書も含めてホームページの方で公開をする予定であります。そして残金については、返金するという形になります。以上でございます。

○石田委員

先進的ということですね。分かりました。

○水島会長

真面目にしっかりとやっているという理解ですね。他に何かございますでしょうか。

では、この説明につきましては、皆様、事務局説明及び質疑応答をお聞きになられて、現在の本市の報酬等の状況について確認できたと思います。他市や本市の一般職員と比べて、私個人としては、高いという水準ではなく平均的な水準であると思われれます。

本審議会としましては、本日の議論を踏まえ、特別職の給与水準が概ね妥当であるという旨、事務局から市長に報告することではいかがでしょうか。皆さんにお諮りをさせていただきます。

（異議なし）

○水島会長

あと先程、田中委員が仰った報酬を上げることについて少し考えたかどうか、そういった意見もありましたよということは市長に伝えてください。市長がどうお考えになるのか、諮問してくるのか、または報酬を上げたいとなるかも分かりませんし、こういった状況のため今のままでとなるかもしれません。それはお伝えいただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは異議なしというお言葉をいただきましたので、ありがとうございました。

それでは、事務局の方で作業を進めていただければと思いますので、議題1は以上とさせていただきます。議題2その他として、今後の予定について、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○事務局（吉川課長補佐）

今後の審議会の予定につきましては、先ほど鈴木委員より御指摘のありました例年8月に出されております人事院勧告の動きを注視したいと考えております。

また、茅ヶ崎市立病院が地方公営企業法の全部適用を受けることを踏まえまして、新たに特別職となる病院事業管理者の給料について、ご審議いただくことも予定しております。開催時期については、会長と相談の上、決めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○水島会長

ありがとうございました。ということは、市長、副市長、教育長、市議会議員の報酬が審議対象であります。それに病院の事業管理者の方も新たに加わってくると、その審議をお願いするとそういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局（吉川課長補佐）

そのとおりとなります。よろしくお願いいたします。

○水島会長

はい。ありがとうございます。それでは、開催時期につきましては、また決めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局もよろしいでしょうか。

それでは、以上で審議会を閉会とさせていただきます。どうも長い時間に渡り審議いただきありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。